

玉城町不育症治療費助成事業について

■助成内容■

医療機関において受けた不育症にかかる治療および検査費用（保険適用外）の一部を助成します。助成は、1夫婦あたり1年度1回限りとし、助成額は1回10万円を上限とします。通算の回数制限はありません。

【対象外の項目】

- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症の治療に直接関係のない費用
- ・妊婦健康診査の助成を受けた不育症治療に関する検査および治療費
- ・三重県から助成を受けた不育症検査費用（先進医療）

■対象となる方■

次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です。

- ① 夫婦双方または一方が玉城町内に居住していること
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦であること（ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者に限る）
- ③ 医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、その治療を受けていること

■申請に必要な書類■

申請には、次のすべての書類が必要です。

- ① 玉城町不育症治療費助成事業申請書（様式第1号）
- ② 玉城町不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
治療を行った医療機関へ作成を依頼してください。
- ③ 医療機関発行の領収書（原本）

■申請方法■

必要書類をすべて揃えて1治療期間の終了後60日以内に、保健福祉会館へ申請してください。

申請は郵送でも可としますが、必ず配達記録郵便または簡易書留郵便にて送ってください

■助成金の支給方法■

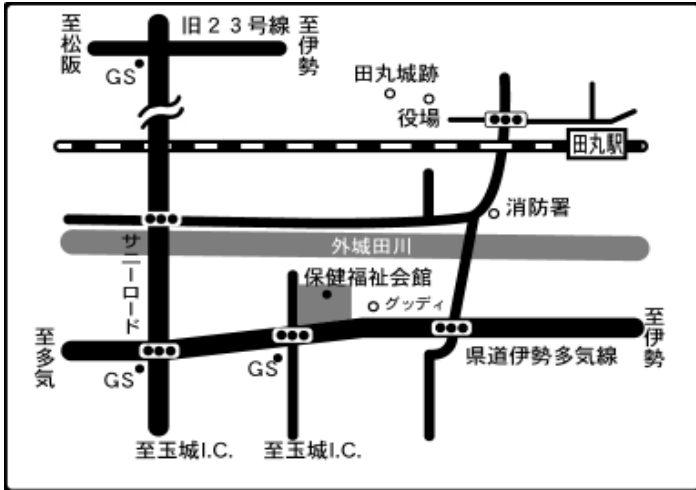
助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

※振込先口座は必ず申請者の銀行口座を記載してください。

裏面に続きます

■その他■

- やむを得ない理由により 60 日を超えた場合は遅延理由書を提出していただく必要があります。ただし、遅延理由書を添付した申請が可能なのは、治療が終了した日の属する年度内に限ります。治療終了日から 60 日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく申請ができませんので、ご注意ください。
- 3 月中に治療が終了した場合は、できるだけ 3 月 31 日までに申請してください。
- 治療が終了した日から 60 日以内なら 4・5 月も申請できますが、その場合新しい年度での申請となります。



お問合せ・申請先

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室

〒519-0433

玉城町勝田 4876-1

玉城町保健福祉会館内

TEL0596-58-8000

時間：平日 8:30~17:15

※火・木のみ 8:30~19:00